

那珂市耐震改修促進計画（案）

平成 年 月

那珂市

目 次

はじめに

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 上位計画との関係と本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 本計画の対象とする区域及び建築物・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 想定される地震の規模及び被害予測・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2. 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 3. 耐震改修等の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 1. 基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 2. 耐震診断・改修を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 3. 耐震化促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 4. 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 1. 地震防災マップの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 2. 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 3. リフォームにあわせた耐震改修の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 4. 自治会等との連携に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

- ◆ 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 1. 耐震改修促進法による指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 2. 建築基準法による指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

はじめに

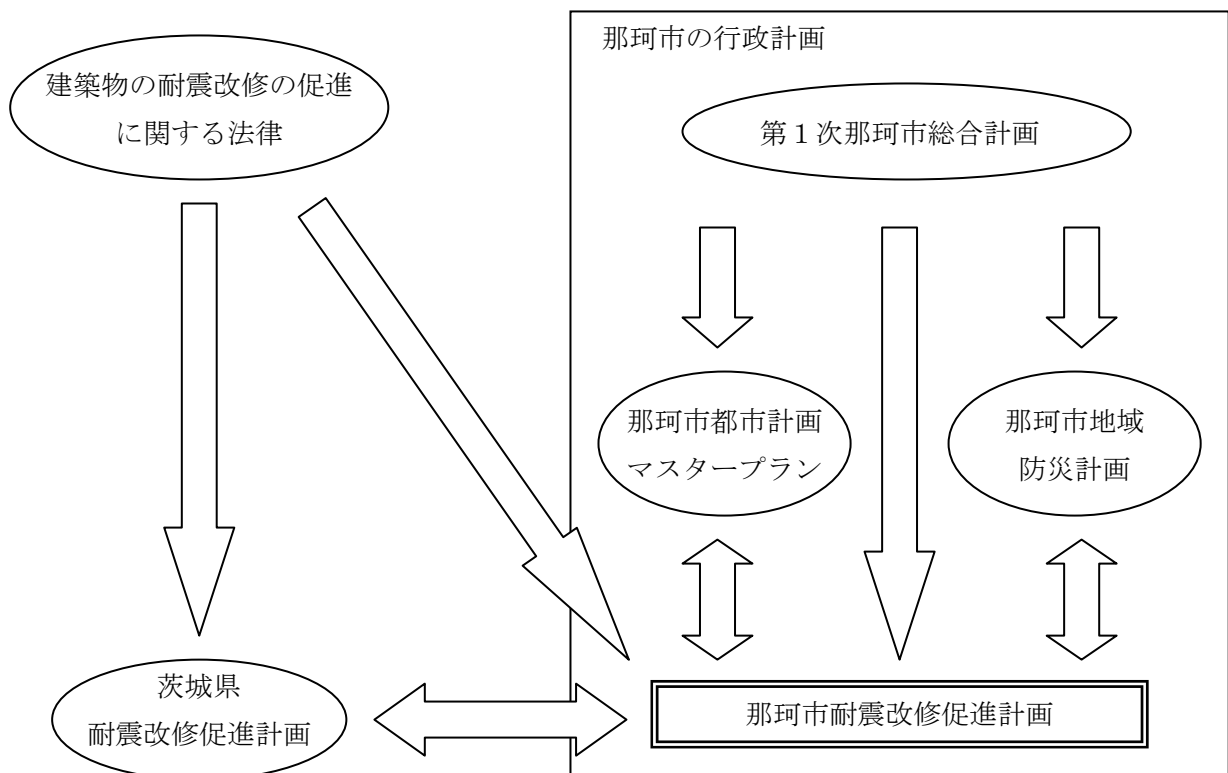
1. 計画の目的

那珂市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的に策定します。

2. 上位計画との関係と本計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）第5条に基づく耐震改修促進計画として策定します。なお、策定にあたっては、「第1次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」及び「那珂市地域防災計画」等との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

■上位計画との関係



■那珂市行政計画における建築物の耐震化に関する位置づけ

●第1次那珂市総合計画

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり 施策1 災害に強い環境を整える 課題において、建築物等の耐震化について次のとおり定められています。

「地震災害に対しては、建築物の耐震化などの対策を進めていく必要があります。」としており、また、基本事業ごとの方針においても「公共施設の耐震化を進めます。」としています。

●那珂市都市計画マスタープラン

第IV章 分野別方針 4 安心して暮らせる都市環境の創造に関する方針 (5) 市街地等における防災性の向上 ② において、建築物等の耐震化について次のとおり定められています。

「平成18年に施行された耐震改修促進法の趣旨に基づき、公共建築物の耐震化を進めるとともに、住宅・建築物の所有者等の取り組みに対する支援方策を検討します。」

●那珂市地域防災計画

那珂市地域防災計画の震災対策計画編において、第2章 震災予防計画 第2節 建築物の不燃化・耐震化の推進の中で、建築物等の耐震化について次のとおり定められています。具体的には、

(1) 耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般市民、特に建築物の所有者等への理解を求めため普及啓蒙を行う必要がある。

(2) 応急危険度判定体制の確立

茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）による応急危険度判定制度の確立と、地震災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。

(3) 地域特性との対応

市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域中心に進めていく必要がある。

(4) 防災上重要な建築物の耐震化

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが必要である。

3. 耐震化の必要性

過去の大地震において、建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正（昭和56年6月）以前に建てられた建築物に多く被害が見られたことから、それらの建築物について耐震化が必要と考えられています。

(1) 地震は、いつ、どこでおきるかわからない

平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、そして平成19年7月には再度新潟県で新潟県中越沖地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況となっています。

(2) 大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的損害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）においては、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において耐震改修促進法の改正（平成18年1月26日施行）が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

4. 本計画の対象とする区域及び建築物

本計画の対象区域は那珂市全域とします。

対象とする建築物は昭和56年5月31日以前に建築された以下の建築物とします。これは、耐震改修促進法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び茨城県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

特定建築物以外の一戸建て住宅、共同住宅、長屋建て住宅等

(2) 特定建築物

ア. 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（資料－1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ. 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして、本計画に記載された道路の敷地が接する建築物

(3) 市有の特定建築物等

市有の対象とする建築物は、特定建築物に加え防災拠点に位置づけられる施設と学校や幼稚園など多数の者が利用する機会が多い施設で、階数2階以上又は200㎡超のものとし、

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

5. 計画期間

本計画では、国の基本方針、県計画を踏まえ平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

◆概要

計画の概要

- 1. 想定される地震の規模及び被害予測**
 - 本計画では、塩屋崎沖を震源とするマグニチュード7.8クラスの地震(茨城県地震被害想定調査報告書 平成10年3月 茨城県生活環境部消防防災課)を想定することとします。
 - 市内で観測される最大震度は、市北部で震度5強と予測されています。
 - 最も大きな地震が発生した場合の被害は、被害を受ける建築物が、203棟、死者・負傷者数0人、家屋喪失者数0人、避難者数400人と予測されています。
※これらの想定数は茨城県地震被害想定調査報告書による数字となります。
- 2. 耐震化の現状**
 - 市内に約1万9千戸存在する住宅の耐震化率は、平成21年度末における推計値で63.7%となっています。
 - 病院、ホテル、店舗等の多くの人が集まる民間の特定建築物の耐震化率は、83.8%となっています。
 - 小・中学校、市営住宅、庁舎、体育館等の市有の特定建築物等の耐震化率は、64.4%となっています。
- 3. 耐震改修等の目標の設定**
 - 平成27年度までの建築物の耐震化の目標を、国の基本方針及び、県計画に基づき、住宅、民間の特定建築物、市有の特定建築物等について90%とします。

耐震化の目標のまとめ

建築物の種類	全施設(戸)数	現状の耐震化率(平成21年度末)	耐震化率の目標(平成27年度末)
住宅	19,279	63.7%	90%
民間の特定建築物	37	83.8%	90%
市有の特定建築物等	90	64.4%	90%
小・中学校	63	63.5%	90%
幼稚園・保育園	8	25.0%	90%
病院・診療所	0	-	-
社会福祉施設	3	33.3%	90%
市営住宅	2	100.0%	100%
庁舎・公民館等	14	92.9%	100%

1. 想定される地震の規模及び被害予測

(1) 茨城県で想定される地震（震源）

茨城県における過去の地震災害による被害をまとめたものが下表です。特に近年、大きな被害は発生していないものの、震度5前後の地震が頻繁に見られるようになっており、南関東地域直下での大型地震発生については、切迫性を有しているとされています。

茨城県に被害をもたらした歴史的な地震*

日本歴(西暦)	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
弘仁 9.7.-(818)	関東諸国(相模湾)	7.9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝 5.10.9(1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波、水戸領内で溺死 36
明治 28.1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死者 4、負傷者 34、全壊家屋 37
大正 10.12.8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊、田畑、道路亀裂
大正 12.9.1(1923)	相模湾 (関東大地震)	7.9	4	死者 5、負傷者 40、全壊家屋 517、半壊家屋 681
昭和 5.6.1(1930)	茨城県 北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6.9.21(1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷者 1、半壊家屋 1
昭和 8.3.3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和 13.5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和 13.9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和 13.11.5(1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 24、家屋の一部破損 1,252
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、建物被害 12 棟
平成 14.6.14(2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷者 1、建物被害 8 棟、塀倒壊 5
平成 15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷者 1
平成 16.10.6(2004)	茨城県南部	5.7	5 弱	被害なし
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5 弱	負傷者 7
平成 17.4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5 強	被害なし
平成 17.8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5 弱	被害なし
平成 17.10.19(2005)	茨城県沖	6.3	5 弱	負傷者 1

* 出典:「災害の記録(茨城の災害)」「消防防災年報」茨城県消防防災課、「茨城の気象百年」水戸地方気象台

(2) 本市において想定される地震の規模

県計画では、内閣府中央防災会議における「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告（平成17年7月）で取り上げられている「茨城県南部地震」を想定地震としていますが、茨城県のやや北部に位置する本市は、当該地震においてマグニチュード7級の地震が発生した場合に著しい被害を生じるおそれ（震度6弱以上）のある地域（市町村）には含まれていません。

本市周辺において想定される地震の震源としては県計画に記載されている「塩屋崎沖地震」とします。

本市において想定される地震

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)	本市で想定される最大震度
塩屋崎沖地震	昭和13年11月5日に発生した地震の再来	7.8	5強

(3) 地震による揺れや被害の予測結果

(1) で示した地震により、次のような被害が予測されています。

本市で想定される地震による被害の予測

被害項目	被害数[棟、人]
建物被害	203棟
木造建築物	200棟
鉄筋コンクリート造	0棟
鉄骨造	3棟
その他	0棟
人的被害	400人
死者	0人
負傷者	0人
家屋喪失者	0人
避難者	400人

出典：茨城県地震被害想定調査報告書 平成10年3月

2. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成21年度末時点における住宅の耐震化の状況を推計した結果が、以下のとおりです。

一戸建て住宅は、新耐震基準（昭和57年以降）で建てられた棟数に、旧耐震基準（昭和56年以前）のうち耐震性があると推計される建築物*を加えた約62.8%が耐震化率と推計されます。同様に共同住宅等においても新耐震基準で建てられた棟数に、旧耐震基準のうち耐震性があると推計される建築物を加えた約99.1%が耐震化率と推計されます。

以上の合計により、住宅の耐震化率は、63.7%となっています。

市内の住宅の耐震化状況(平成21年時点推計)

	総数	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準の住宅数	耐震性のある住宅数	耐震化率	
		計	うち、耐震性があるもの				うち、耐震改修済
一戸建て住宅	18,819	8,659	1,039	621	10,160	11,820	62.8%
共同住宅・ 長屋建て住宅	460	15	11	0	445	456	99.1%
合計	19,279	8,674	1,050	621	10,605	12,276	63.7%

(2) 民間建築物における耐震化の現状

民間の特定建築物の耐震化の状況については、以下のとおりです。

民間特定建築物の耐震化状況(平成21年時点)

	総数	旧耐震基準の建築物数		新耐震基準の建築物数	耐震性のある特定建築物等の数	耐震化率
		総数	うち、耐震性があるもの			
学校	2	1	0	1	1	50.0%
幼稚園・保育園	0	0	0	0	0	-
病院・診療所	8	0	0	8	8	100.0%
社会福祉施設	6	0	0	6	6	100.0%
ホテル・旅館	1	0	0	1	1	100.0%
店舗・百貨店	1	0	0	1	1	100.0%
賃貸共同住宅	2	2	0	0	0	0.0%
その他	17	3	0	14	14	82.4%
合計	37	6	0	31	31	83.8%

* 旧耐震基準のうち耐震性があると推計される建築物は、平成17年度末で県計画で推計された割合(一戸建て住宅12.00%、共同住宅等75.96%)を引用。また、同様に耐震改修済の建築物の割合(一戸建て住宅7.17%、共同住宅等0%)についても引用。

(3) 市有の特定建築物等における耐震化の現状

平成21年度末時点における市有の特定建築物等の耐震化の状況は以下のとおりです。

市有の特定建築物等の耐震化状況(平成21年時点)

	総数	旧耐震基準の建築物数		新耐震基準の建築物数	耐震性のある対象建築物数	耐震化が必要な対象建築物	耐震化率	
		計	うち、耐震性があるもの					うち、耐震改修済
小・中学校	63	34	5	6	29	40	23	63.5%
幼稚園・保育園	8	6	0	0	2	2	6	25.0%
病院・診療所	0	0	0	0	0	0	0	-
社会福祉施設	3	2	0	0	1	1	2	33.3%
市営住宅	2	0	0	0	2	2	0	100.0%
庁舎・公民館等	14	1	0	0	13	13	1	92.9%
合計	90	43	5	6	47	58	32	64.4%

3. 耐震改修等の目標設定

(1) 目標設定の基本的考え方

建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、市有の特定建築物等の耐震化の推進、民間事業者への指導、市民への啓発活動・支援施策等を通じて推進します。

これにより、国土交通大臣の定めた基本方針において「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも9割とすることを目標とする。」としていることや、県計画で「平成27年度末時点での耐震化率を全体で90%以上」としていることも踏まえ、本市においても平成27年度末時点での耐震化率の目標値を全体で90%とします。

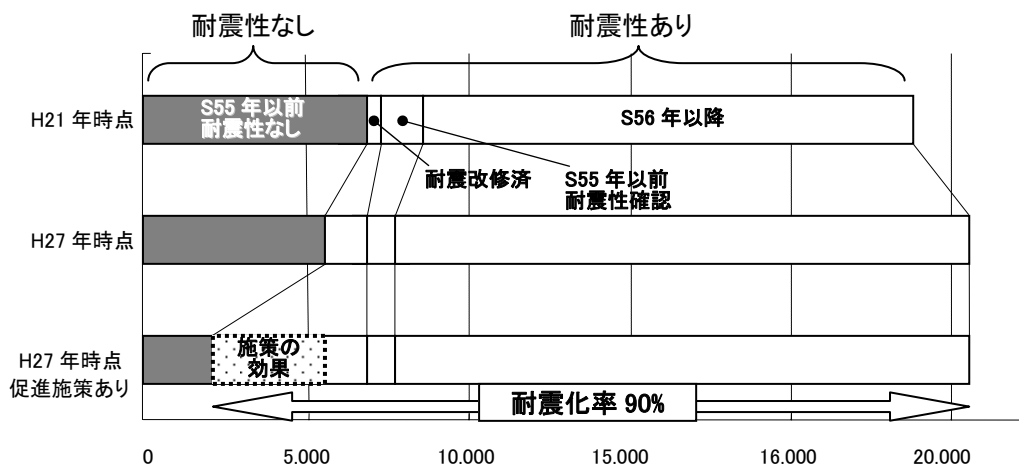
(2) 住宅における耐震化の目標

住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。したがって、住宅の耐震化率は、平成27年までに耐震化率を90%とすることを目標とします。

市内の住宅の耐震性の状況(平成27年時点推計)

	総数	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準の住宅数	耐震性のある住宅数	耐震化率
		計	うち、耐震性があるもの			
一戸建て住宅	20,117	8,260	991	1,562	14,410	71.6%
共同住宅・長屋建て住宅	603	15	11	0	599	99.3%
合計	20,720	8,275	1,002	1,562	15,009	72.4%

平成21年及び平成27年時点の耐震化の状況をグラフで示したものが下図です。現状のままでは平成27年時点の耐震化率は72.4%ですが、耐震改修等を促進するような施策を講じて、耐震化促進策を推進することにより、平成27年までに耐震化率を90%に向上するように努めます。



(3) 特定建築物等における耐震化の目標

民間の特定建築物については、県と連携し指導及び助言等を実施することなどにより、90%の耐震化を目指すこととします。

市有の特定建築物等については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、耐震化率を90%にすることを目標とします。

特定建築物等の耐震化の目標(平成27年度末)

		民間		市	
		現状	目標	現状	目標
学校	小・中・学校、附属体育館等	50.0%	90.0%	63.5%	90.0%
幼稚園・保育園	幼稚園、保育園	-	-	25.0%	90.0%
病院・診療所	病院、診療所	100.0%	100.0%	-	-
社会福祉施設等	老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者福祉施設等	100.0%	100.0%	33.3%	90.0%
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	100.0%	100.0%	-	-
店舗・百貨店	百貨店、物販店、銀行等	100.0%	100.0%	-	-
賃貸共同住宅	賃貸共同住宅、寄宿舍等	0.0%	90.0%	100.0%	100.0%
庁舎・公民館等	庁舎、公民館等	-	-	92.9%	100.0%
その他	民間事業所、倉庫、工場等	82.4%	90.0%	-	-
合計		83.8%	90.0%	64.4%	90.0%

(4) 市有の特定建築物等の耐震化目標と整備プログラム

ア. 市有の特定建築物等の耐震化推進の考え方

本市では、耐震改修促進法及び県計画を踏まえ、優先的な耐震化に取り組むこととし、市有の特定建築物等については平成27年度時点で90%の耐震化率の達成を目指します。

旧耐震基準により設計された市有の特定建築物等について、耐震診断調査の実施による耐震性能の判定を順次進めることとし、判定結果により補強等の対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に取り組めます。

イ. 耐震化の優先順位

市有の特定建築物等については、耐震化の優先順位を定め、計画的かつ重点的に耐震診断、耐震改修を実施します。

優先順位 1 : 対象建築物で災害発生時の応急拠点となる建築物及び災害発生時の収容拠点となる建築物

小・中学校、庁舎、公民館等

優先順位 2 : 対象建築物で多数の者が利用する建築物

幼稚園・保育園、社会福祉施設等

ただし、耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満又は q 値が0.5未満の建築物等については、地震による倒壊の危険性が高いことから、個別に状況を判断し最優先で耐震改修工事を進めることとします。

耐震改修促進法では、 I_s 値及び q 値を基準として、以下のとおり安全性を区分しています。

- | |
|---|
| (1) I_s が0.6以上で、かつ、 q が1.0以上の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |
| (2) (1) 及び (3) 以外の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3) I_s が0.3未満の場合又は q が0.5未満の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |

I_s 値とは、耐震診断調査によって得られる数値で、建物の耐震性能を示す。地震に耐えられる能力としての建物の強さ、地震の力を受け流す能力としての建物の粘りの二つに、建物の形状、経年劣化を考慮して、耐震診断基準による計算式により求められる。

q 値とは、保有水平耐力に係る指標であり、建物がどの程度の水平力まで耐えられるかを表す。「最低これだけの耐力が必要である」とされる保有水平耐力の下限値 Q_{un} に対して、実際の保有水平耐力 Q_u の比率で表される。 $(q = Q_u / Q_{un})$

ウ. 耐震化の目標

本市は、市有の特定建築物等の耐震化率を現在の 64.4%から平成 27 年度までに 90%に引き上げるため、耐震診断、耐震改修を順次進めていきます。

エ. 耐震化の整備プログラム

イ. で示した優先順位に従って、耐震化を進めます。

■耐震診断

市有の特定建築物等の耐震診断を順次行い、必要に応じ平成 27 年度までに耐震改修工事を進めることとします。

■耐震改修

耐震診断の結果により、全ての市有の特定建築物等が基準値未満と仮定した場合の平成 27 年度までの整備計画は、下表のとおりです。

市有の特定建築物等の耐震改修計画

優先順位	建物の種別	該当建物数	改修目標
1	対象建築物で災害発生時の応急拠点となる建築物及び災害発生時の収容拠点となる建築物	24	17
2	対象建築物で多数の者が利用する建築物	8	7
計		32	24

オ. 整備プログラムの進捗の管理

定めた目標については、関係課等において定期的に検証を行います。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策について

◆概要

計画の概要

- 1. 基本的な取組み方針**
 - 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
 - 行政(国・県・市)は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。
 - 市は、本計画に示す整備プログラムに従って事業を進めるとともに、目標設定について検証します。
- 2. 耐震診断・改修を図るための支援策**
 - 助成や融資等により、耐震診断・改修の取組みを支援します。
 - 建築物の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。
- 3. 耐震化促進のための環境整備**
 - 住宅・耐震リフォームアドバイザーの登録リストを公表します。
 - 相談窓口を開設します。
- 4. 地震時に通行を確保すべき道路**
 - 県計画では、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しています。

1. 基本的な取組み方針

(1) 関係主体の役割分担

耐震診断及び耐震改修の促進にあたっては、次の事項を重視して進めることとします。

- ア. 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保する。
- イ. 行政（国・県・市）は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援を実施します。
- ウ. 市は、本計画に示す整備プログラムに従って事業を進めるとともに、目標設定について検証します。

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

■市

- ・ 県と連携し、耐震改修促進に向け必要な具体的施策に取り組みます。
- ・ 住民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性について啓発するための諸策を講じます。
- ・ 特定建築物等について、耐震化の状況把握及び進捗状況把握を行います。
- ・ 本計画に基づき、市有の特定建築物等の耐震診断・耐震改修を実施します。
- ・ 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。
- ・ 本計画に掲げた建築物の耐震化の進捗と目標の達成について、定期的に検証を行い、必要な諸策を講じます。

■建築関係団体

- ・ 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- ・ 地域住民への情報公開、意識啓発活動等に取り組みます。

■建物所有者

- ・ 多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。
- ・ 市による耐震化促進の状況を注意深く見守るとともに、地域の安全性向上の主体としての意識を高く持ち、自らが所有する建築物の耐震化に向けて行動します。

2. 耐震診断・改修を図るための支援策

(1) 助成

建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。

ア. 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業【国】
- ・茨城県木造住宅耐震診断補助事業【県】【市】
(那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業)

イ. 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

- ・独立行政法人住宅金融支援機構（リフォーム融資等）
- ・日本政策金融公庫（環境エネルギー対策貸付）

ウ. 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

- ・住宅に係る耐震改修促進税制

エ. 地震保険等に対する税の特例措置

- ・地震保険及び建物更正共済等に係る保険料・掛金の特例措置

(2) 人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を育成し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

ア. 木造住宅耐震診断士の養成（茨城県）

イ. 住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成（茨城県）

3. 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。

したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

住宅リフォームを計画している市民の方々が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、また、地震時の減災害対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県で登録を行っている住宅耐震リフォームアドバイザーの登録リストの公表・周知に努めます。

(2) 相談窓口の開設

那珂市建設部建築指導課において相談に応じます。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路

県では、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しており、市にあっては沿道建築物の耐震化を県と連携して進めてまいります。

避難路等の道路を閉塞する恐れのある住宅・建築物についても、県と連携を図りつつ、今後検討していきます。

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

◆概要

計画の概要

1. 地震防災マップの作成 ○ 耐震に関する意識の啓発として「揺れやすさマップ」と「地域の危険度マップ」の作成を検討します。
2. 情報提供の充実 ○ 相談窓口において耐震に関する相談に応じると共に、パンフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載、ポスターの掲示など様々な情報提供を行います。
○ 県と連携し、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報提供ができるようセミナー参加への呼びかけを行うなど耐震に関する啓発に努めます。
3. リフォームにあわせた耐震改修の促進 ○ リフォームは、耐震改修の絶好の機会であることから、そのメリット等について啓発するための取組を進めます。
4. 自治会等との連携 ○ 地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、自治会等との連携を図ります。

1. 地震防災マップの作成

地震防災マップとは、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図のことで、地震による揺れやすさの程度を示した「揺れやすさマップ」と、地震発生時における建物被害の程度を示した「地域の危険度マップ」の2種類がありますが、今後作成を検討します。

2. 情報提供の充実

相談窓口において耐震診断及び耐震改修に関する相談に応じると共に、パンフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、耐震に関する情報を提供していきます。

また、県と連携し地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報の提供ができるようセミナー参加への呼びかけを行うなど、耐震診断及び耐震改修の重要性に関する啓発に努めます。

3. リフォームにあわせた耐震改修の促進

住宅の増改築やリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことはより効果的ですが、一方でリフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど不安材料もあります。

それらの不安を解消するため、住宅リフォーム等を計画している住民が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、リフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

4. 自治会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であり、防災訓練や危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、自治会等との連携を図ります。

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

◆概要

計画の概要

- 1. 耐震改修促進法による指導等**
 - 耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づき「特定建築物の規模要件」を満たす建築物の所有者に対し、県と連携を図りながら法に基づき、実施に関する説明や文書の送付など、必要な指導・助言を行います。
 - 一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断・改修が実施されていない場合は、県と連携を図りながら法に基づき、建築物所有者に指示等の対応を行います。
 - 指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、県と連携を図りながら法に基づきその旨を公表します。

- 2. 建築基準法による指導等**
 - 公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合は、県と連携を図りながら建築基準法に基づき当該建築物の除却・改築・修繕等を行うよう指導等の対応を行います。
 - 損傷・腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、県と連携を図りながら建築基準法に基づき勧告・命令等の対応を行います。

1. 耐震改修促進法による指導等

(1) 指導・助言の実施

特定建築物に耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、建物所有者に必要な指導・助言を行うものとしていることから、県と連携を図りながら対応を行います。

■指導・助言の方法

県と連携し、実施に関する説明や文書の送付を行います。また、必要に応じて説明会の開催やパンフレットの配布等を行います。

(2) 指示の実施

一定規模以上の特定建築物（資料1参照）については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていない場合は、県と連携を図りながら建物所有者に対し必要な指示等の対応を行います。

(3) 指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、県と連携を図りながらその旨を公表していきます。

2. 建築基準法による指導等

県計画では、県が公表を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁に同じ）は、建築基準法第10条第3項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令することとされています。

本市においても、市内の安全なまちづくりの推進のため、所管行政庁である県と連携を図りながら対応していきます。

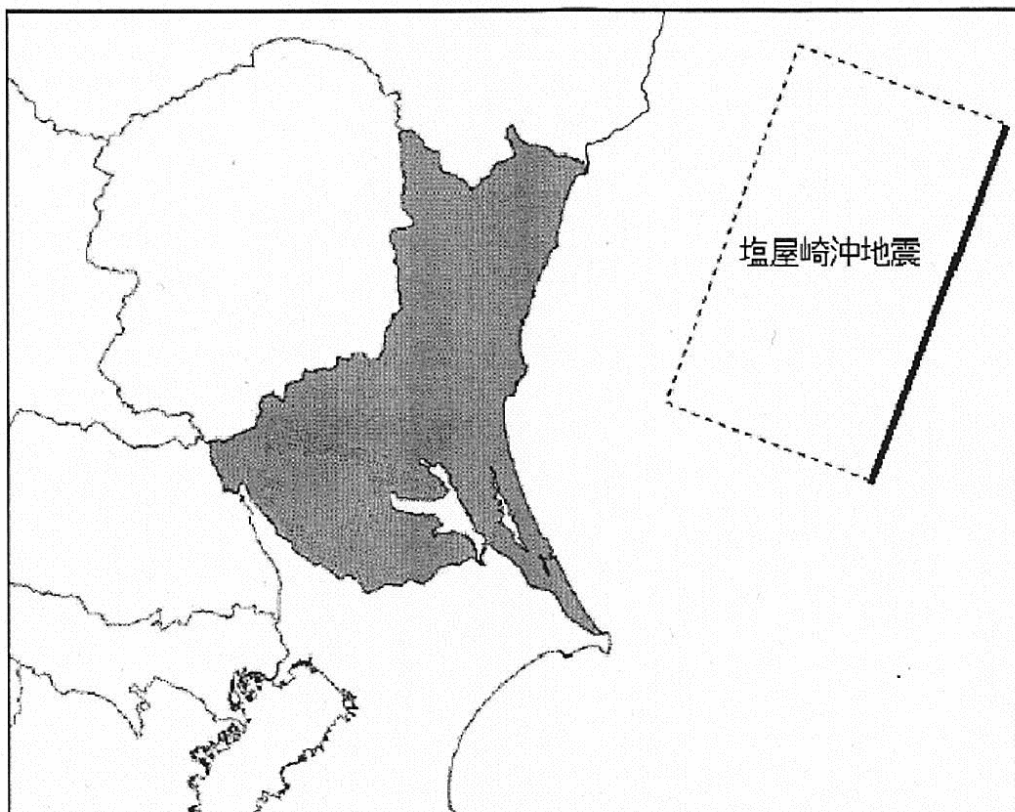
また、損傷、腐食、その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物について、特定行政庁は、建築基準法第10条第1項に基づき除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第2項に基づく命令を行うこととされており、本市においても同様に所管行政庁である県と連携を図りながら対応していきます。

資料1 耐震改修促進法に定められる特定建築物

法第6条	用途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件
第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2つ以上かつ、1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住居に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

資料2 本計画で想定する地震

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)	本市で想定される最大震度
塩屋崎沖地震	昭和13年11月5日に発生した地震の再来	7.8	5強



茨城県地震被害想定調査報告（平成10年3月）より
想定地震の震源